

■堆肥などの測定結果 (単位:ベクレル/kg)

堆肥の状況と 剪定枝などの搬入時期	放射性 ヨウ素	放射性セシウム (134と137の合計)
出荷中 平成21年9月~10月搬入	不検出	23
出荷直前 平成21年11月~12月搬入	不検出	18
原発事故の前 平成23年2月搬入	不検出	50
平成23年3月~4月搬入 の剪定枝など	不検出	2,170
平成23年5月~6月搬入 の剪定枝など	不検出	1,563
平成23年7月搬入 の剪定枝など	不検出	2,500

■焼却灰などの測定結果 (単位:ベクレル/kg)

測定施設	測定品目	放射性 ヨウ素	放射性セシウム (134と137の合計)
清掃工場	飛灰 ※1	不検出	121
	主灰 ※2	不検出	54
関宿クリーン センター	飛灰	不検出	80
	残渣 ※3	不検出	51
	固化灰 ※4	不検出	125

※測定品目の説明
 1) 飛 灰: 焼却処理過程で集塵機などで捕集した排
 ガスに含まれるダスト(ばいじん)のこと
 2) 主 灰: 焼却炉の炉底に落下した灰
 3) 残 渣(さんさ): 焼却炉の底部から排出される焼
 却されないもの
 4) 固化灰: 飛灰を最終処分場において安定的な処
 分を行うため、セメントを添加したもの

で、いずれも一時保管などの措置が必要となる国の基準8千ベクレルを大きく下回りました。これは、市が剪定枝や草などの堆肥化を進めていることから、他市に比べ剪定枝などの焼却量が極端に少なかったためと考えられます。

一方、堆肥センターの堆肥は、

7月4日に採取し検査した結果、3月以降に受け入れをした剪定枝などの破碎チップからは、千563から2千500ベクレルと比較的高い濃度の放射性物質が検出されたため、堆肥化は行わず、現在、処分方法を検討しています。

また、現在出荷している堆肥や2月以前に受け入れた剪定枝などの放射性セシウムは18から50ベクレルと低い濃度であったことから、今後も継続して堆肥化や出荷を行っていきます。

なお、現在実施している剪定枝などの受け入れは当面継続する予定です。

農産物も独自検査へ

農産物の放射性物質は、県で3月20日から放射能モニタリング検査を、全市町村を対象に輪番で実施しています。

野田市では、3月20日にホウレン草、5月19日にキャベツの検査が行われ、いずれも暫定規制値を下回りましたが、5月24日に検査した生茶葉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、出荷は自粛されました。

しかし、その後行われた6月16日の大麦、6月20日の枝

■野田産農産物の測定結果 (単位:ベクレル/kg)

採取日	品目	放射性 ヨウ素131	放射性セシウム (134と137の合計)
6月20日	えだまめ	検出せず	検出せず
6月16日	大麦	検出せず	30
5月24日	生茶葉	6.75	763
5月19日	キャベツ	検出せず	検出せず
3月20日	ほうれんそう	1,410	195.7

※農産物の暫定規制値(1キログラムあたり)
 野菜類: 放射性ヨウ素2,000ベクレル、放射性セシウム500ベクレル
 穀 類: 放射性セシウム500ベクレル
 その他(生茶葉): 放射性セシウム500ベクレル

豆の検査ではいずれも暫定規制値を下回りました。

また、原乳は集出荷施設で、牛乳は県内で加工のものを検査し、暫定規制値以下でした。

なお、牧草は野田市が含まれる県北ブロックは、当初八街市で調査を行ったところ暫定許容値を超えていたため、「青刈り給与・放牧は控える」「保管後の収穫物の給与や堆肥への混入、すき込み焼却などは行わない」などの対応をとりましたが、5月12日以降の3回の検査で暫定許容値を下回ったため、5月12日以降に収穫・保管した2番草以降の規制が解除されました。

また、水田土壌の放射性セシウム濃度は、4月に原子力災害対策本部から5千ベクレルを超える水田の作付け制限が示され、

県内10か所で調査した結果、最高値で301ベクレルで、作付け制限は行われませんでした。

市では今後、農産物の風評被害を心配する生産者と食品の安全性に不安をもつ消費者から、さらなる検査実施を望む声が寄せられていることから、独自に分析機器を購入し、市内全域の農産物をきめ細かく検査していく予定です。

全てのプールを検査

県の水泳プール安全管理講習会では、使用に問題がないとの説明でしたが、市民の皆さんの不安解消のため、小中学校のプールは、始めに市内を4ブロックに分け、ブロックごとに1か所を6月3日に簡易検査を実施し、「放射能汚染の可能性なし」と判定されました。

さらに6月10日と15日に残りの小中学校で、23日と28日に総合公園内の全てのプールで検査を実施したところ、放射性物質はいずれも「検出せず」との判定で、安全性が確認できたことから、通常どおり利用いただいています。

飲用水の対応

3月24日以降、東京都金町浄水

場、北千葉広域水道企業団と市の上花輪浄水場の水道水からは暫定規制値を上回る放射性ヨウ素などは検出されていませんが、仮に上回った場合は、次の2つのケースに分けて対応していきます。

①放射性ヨウ素が100ベクレルを超えた場合: 乳児のいる世帯を対象に井戸水の給水を実施

②放射性ヨウ素300ベクレルあるいは放射性セシウム200ベクレルを超えた場合: 飲料水の確保ができない方を対象に、中根配水場と東金野井浄水場の2か所で井戸水の給水を実施

また、上花輪浄水場の浄水処理過程で生じる発生土は、5月26日以降、厚生労働省の規制値を下回っているため、同省の指導により管理型処分場に運搬し、適切に処理をしています。

【問合せ】

大気中放射線測定は環境保全課、学校は学校教育課、保育所は保育課、子ども館は児童家庭課、公園はみどり水のまちづくり課、堆肥は農政課、焼却灰は清掃第一課 ☎713811001、関宿クリーンセンター ☎719610022、総合公園は社会体育課 ☎712417930、水道水は水道部 ☎712415145